

第6期第34回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月) 午後4時00分から午後4時56分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(23名)

4. 欠席委員 △(4名)

1番	清瀬 利一	○	11番	中澤 浩	○	21番	佐々木 保成	○
2番	鈴木 秀子	○	12番	佐田 正彦	○	22番	金谷 仁	○
3番	清野 薫	○	13番	藤岡 健人	△	23番	梅藤 勝	○
4番	小笠原 正実	○	14番	森山 幸治	△	24番	青木 茂美	○
5番	山谷 和彦	○	15番	石崎 代里子	○	25番	田代 英孝	○
6番	山本 好一	○	16番	土田 泰弘	○	26番	藤江 政利	○
7番	毛利 武	○	17番	伊藤 正人	△	27番	中島 勝美	○
8番	林 利輝	○	18番	貞廣 賢治	○			
9番	宇南山 浩利	○	19番	平島 道弘	○			
10番	星 力	△	20番	遠藤 一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 人事異動の発令に関する件

第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第5 報告第3号 地区委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 議案第1号 令和3年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件

第9 議案第2号 農業委員会の適正な事務実施に関する件

第10 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第12 議案第5号 事業計画変更承認申請に関する件

第13 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第14 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件

第15 議案第8号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

- 第16 議案第9号 農地移動適正化あっせんに関する件
第17 議案第10号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助
穂別支局－支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会 長 【会長挨拶】

議 長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は23名です。欠席委員は、10番・星 力委員、13番・藤岡 健人委員、14番・森山 幸治委員、17番・伊藤 正人委員の4名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第34回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、23番・梅藤 勝委員と24番・青木 茂美委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは両名に決定いたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案10件の合わせて15件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「人事異動の発令に関する件」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号、人事異動の発令に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案に記載のとおり、令和3年4月1日付けで、高木龍一郎、辞令内容は、むかわ町農業委員会職員に併任され穂別支局長を命じられています。

次に、同じく令和3年4月1日付けで、藤野真稔前支局長が、むかわ町農業委員会職員の併任を解かれております。

なお、高木支局長においては、農林水産課参事との併任発令となっておりますことを申し添えます。以上です。

議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。それでは、日程第4 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	任	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書3ページをお開き願います。3ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。4件・9筆・96,908㎡となっています。</p> <p>1番、4番はそれぞれ、地域の担い手へ農地の集約化を行うため、解約を行ったものです。</p> <p>2番は、貸主が賃貸していた農地を、自身が取締役を務める法人で使用するため解約に至ったものです。</p> <p>3番は耕作者が農地利用の効率化の観点から経営地として集約化されていない当該について他の農業者に利用されたいとのことで解約の通知があったものです。新たな利用者については協議中です。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	事	<p>報告第3号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>4月につきましては、議案に記載のとおり、4月14日に川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定2件について審議した結果、適当と判定し、また、あっせんの申出1件について審議した結果、申出内容、譲受候補者等いずれも適当と判定しています。</p> <p>穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>なお、あっせんの申出内容については5ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑ありませんか。</p>

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第3号は、原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第6 報告第4号「農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主事 報告第4号、農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

本件は、2月総会で報告しました農地中間管理機構である北海道農業公社へ農地法第41条第1項に基づく通知をした農地を、北海道知事の裁定により中間管理機構が利用権を得たこと報告する内容です。議案の7ページから10ページに、知事裁定に対しての通知類を添付しております。

なお、議案第7号にて農地の利用配分の議案をお諮りさせていただきます。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第4号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第4号は、原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第7 報告第5号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主事 報告第5号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。

12ページから13ページまでは2月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、処理が完了したことから、売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出があったものです。

14ページから15ページについては、平成28年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しておりますが、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。

それぞれの申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましても、議案第6号にてご説明申し上げます。

以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第5号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議長

質疑なしと認め、報告第5号は、原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 議案第1号「令和3年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長

議案第1号「令和3年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件」について、ご説明を申し上げます。

これからご提案させていただきます議案第1号及び議案第2号については、各地区委員会と、本日の総会前に行われました正副委員長以上会議にて、意見等をすり合わせ作成をしております。内容については、ポイントを説明しご提案させていただきます。

それでは議案書17ページから活動計画（案）となります。

1番の「活動計画の趣旨」について、昨年は「北海道胆振東部地震」で甚大な被害を受け、農業関連施設の復旧や整備が行われている最中で、世界・国内情勢にも耳を傾けながら、将来にわたり安全・安心な農畜産物を安定供給する役割をめざす、と言う大きな計画の柱を立てて実施してきました。

この1年間を振り返ってみますと、まず先に昨年来からの新型コロナウイルス感染症は世界的に猛威を振るまい、収束の見通しはいまだ明らかではありません。また、依然として想定外とされるような自然災害が全国各地で多発しており、本町も北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けたが、徐々に町の再生が図られてきております。

本町の農業振興及び農地行政の諸課題を解決するため、令和3年度からの町の最上位計画「第2次むかわ町づくり計画」が策定されました。この政策を視野に入れながら持続可能な、むかわ農業を確立する趣旨の内容でこの活動計画の案を作成いたしました。

2番の「活動計画の重点事項及び実践方策」について、重点事項を6項目としており、昨年に引き続き同様の内容としています。

1点目は、農地利用状況調査や8月の農地パトロールを含む、日常の農地点検を実施しながら農地の適正かつ有効な利用を各営農区農政推進委員長等との連携を図っていくもので、実践方策は記載のとおり、7項目としています。

18ページ2点目は、農地のスムーズな権利移動が行えるよう、担当地区委員を主体とした調整活動について、農地利用の最適化を図るため、これまでどおり実施していくこととしています。内容につきましては、昨年同様としております。

3点目は、改正法でも意見の提出・要望活動ができるため、農業振興上の重大な懸案事項等がある場合は、委員会として町部局等に対し意見提出などの取り組みを行います。

4点目は、町地域担い手育成センターと連携を図りながら新規就農対策に取り組むとともに、新規農地所有適格法人の参入等にも対応していくこととしています。

5点目は、農業者年金の加入促進を特に新規就農者等へ行っていくとともに、経営継承等が適切に行えるように、相談・支援をしていくこととしています。

6点目は、農業委員会等に関する法律第37条に情報の公表とあり、農委だよりやホームページを活用した情報発信を逐次行うこととしています。

19ページ3番の「推進体制の整備充実」について、次の4項目を主眼に農

事務局長 業委員会が政治的中立性をもつ行政委員会としての立場・農業者の公的代表としての性格を有する組織としての農業委員会の役割・機能の発揮に十分に配慮し、最高議決機関である農業委員会総会の月例開催を基本に活動を行いながら各種農地行政を進めていきます。

以上、令和3年度のむかわ町農業委員会活動計画（案）について、ご提案をさせていただきますので、ご審議ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第9 議案第2号「農業委員会の適正な事務実施に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

支局長 議案第2号「農業委員会の適正な事務実施に関する件」について、ご説明を申し上げます。
議案書21ページになります。
昨年は、新たに取り組み内容の改正について追加していましたが、今年度、新たに取り組み内容の改正が無いことから、従来どおりとしています。
1番の取り組み項目については、(1) 令和2年度の点検・評価 (2) 令和3年度の活動計画を示しています。
2番の取り組み日程については、4月総会で決定後に、ホームページで公表していく内容で予定しています。
議案書22ページになります。
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、全般的に昨年度当初に決定した目標に対しての実績等であります。
1番「農業委員会の状況」については農林業センサスの公表値等を踏まえた数値を記載しています。2020年に農林業センサスを実施しており、令和2年11月27日に調査の概要が公表されてはいるものの、市町村別の公表がいまだに無いため、2015年版の公表数字をベースに作成していることを、ご理解願います。
23ページ2番「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、令和2年度1年間で65.9ha集積面積が減っております。近年、認定農業者を更新しない農業者など、高齢化による影響が大きな要因の一つと考えられますが、農業委員会としては、出し手の希望による農地の権利移動については、概ね円滑に担い手への権利移動を進めております。
24ページの3番「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について

支 局 長

令和2年度実績は担い手センターからの新規就農予定者はゼロであり、昨年に引き続き、担い手センターとの連携による新規就農対策を図り、また、法人参入についても同様に関係機関団体等と連携を図りながら、それぞれ円滑かつ安定的な参入となるよう取り組む必要性があると考えます。

25 ページ4番「遊休農地に関する措置」について、年度当初の遊休農地としてはありませんが、引き続き農地利用状況調査などをすすめ、優良農地の確保に向けた必要があります。

26 ページ5番「違反転用への適正な対応」について、違反転用への適正な対応は、引き続き0計上となります。日常的な相談活動等により転用申請は適正に行われておりこの状態を維持していく必要があります。

27 ページ6番の農地法によりその権限に属された事務に関する点検ですが、農地法等による所管業務の集計結果です。内容は記載のとおりとなっています。

29 ページ7番「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、こちらは、特に案件はありませんでした。

次に8番「事務の実施状況の公表等」ですが、毎月の総会議事録はホームページでの公表が義務付けられており実施しています。

意見の提出は、令和2年度は提出していませんが、今後も必要な場合は委員会として取り組む必要もあります。活動計画の点検・評価の公表については、この内容を毎年公表をしております。

以上が、令和2年度の点検・評価（案）となります。

30 ページからは令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）となります。

1番は記載のとおりで、先ほども説明しましたが、2020年に農林業センサスを実施しており、令和2年11月27日に調査の概要が公表されてはいるものの、市町村別の公表がいまだに無いため、新年度の計画も2015年版の公表数字をベースに作成していることを、ご理解願います。

31 ページ、2番「担い手への農地の利用集積・集約化」については、集積率95%を目標に過去3年平均の伸び率を踏まえ、12.4haの増を見込んだ集積面積を目標としています。

次の3番「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」では、新規参入法人などにより経営体の確保をめざし、2経営体の参入目標としております。

32 ページ4番「遊休農地に関する措置」では、本年度も農地利用状況調査を行います。新たに発見された遊休農地については、その後の取り扱いについて適切な判断をしていく必要があります。

次の5番「違反転用への適正な対応」では、引き続き0ベースを維持していく取り組みを進めます。

以上が、令和3年度の目標、活動計画（案）となりますので、内容をご確認いただき、ご審議ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、議案第2号は原案どおり決定することにご異議ありません

議長 か。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。

続いて、日程第10 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員の子である●●さんが被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

主任 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

1番につきましては、●●さんの所有地を、自身の法人で耕作するため使用貸借するものです。

2番、3番につきましては、譲受人の要望により、賃貸借するものです。

以上、3件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

35ページから40ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 1番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●さんが●●<農地所有適格法人>に農地を使用貸借する案件ですが、取得後は牧草等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

11番 2番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●さんが●●さんに農地を賃貸する案件ですが、取得後は南瓜を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

15番 3番について現地を確認してきましたので、報告します。

●●さんが町有地を賃貸する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画と

15 番 になっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主事 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書42ページになります。
1番につきましては、●●さんが農家用住宅を建築する案件です。
2番につきましては、●●〈農地所有適格法人〉が牛舎を建築する案件です。
申請地の農地区分は、1番につきましては農用地区域内農地、2番につきましては第1種農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である、農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となります。また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画であり、農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。
43ページから50ページまで、現況地目図・配置図、調査表を添付しておりますので、ご確認お願いいたします。
以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19 番 現地を確認してきましたので報告いたします。
転用内容については、事務局の説明があったとおりで、設置場所からも周辺に与える影響はないものと考えられ、総合的に特に問題ないと判断します。
また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

1 番 現地を確認してきましたので報告いたします。
転用内容については、事務局の説明があったとおりで、設置場所からも周辺に与える影響はないものと考えられ、総合的に特に問題ないと判断します。
また、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断しますが、毎年の農地パトロール等において確認をしていく必要があると考えております。以上で

1 番 す。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

主任 続いて、日程第12 議案第5号「事業計画変更承認申請に関する件」を議題といたします。
なお、本案件中、●●委員が取締役を務める●●〈農地所有適格法人〉が転用者となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

主任 議案第5号、事業計画変更承認申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書52ページになります。
こちらにつきましては、農地法第4条の申請として、令和元年12月総会でご決定いただき、その後、令和2年2月20日付で、北海道農業会議常設審議委員会より許可相当である旨回答があった転用案件の事業内容を変更する旨申請があったため、審議するものであります。
当初計画では転用面積は5,104.93㎡、670㎡の加工工場を建築する計画でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大による建材の欠品、また、こちらも新型コロナウイルス感染拡大により業績が悪化、段階的な投資をせざるを得ない状況となったため、今回事業計画を縮小、転用面積990㎡、加工工場の面積を224㎡とし、事業を進めるため、事業計画変更承認申請を提出したものであります。
また、農振除外の手続きは既に完了しておりますが、転用面積が減少するため、過大に除外している部分は農地編入の手続きを進める予定となっております。
以上が事業計画変更の説明となりますが、53ページから55ページまで、現況地目図・配置図、調査表を添付しておりますので、ご確認お願いいたします。
以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
補足説明をお願いします。

19 番 現地を確認してきましたので報告いたします。
転用内容については、事務局の説明があったとおりで、設置場所からも周辺
に与える影響はないものと考えられ、事業計画の変更に問題ないと判断します。
また、転用目的、転用面積等も、事業実施可能なものであり、こちらも問題
はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第5号は原案どおり決定することにご異議ありません
か。

(異議なし)

主 任 続いて、日程第13 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項
の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたしま
す。なお、本案件中、●●委員、●●委員がそれぞれ被設定人となっており、
議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこ
のまま審議を続けることとしてよろしいか、おはかりいたします。ご異議あり
ませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。事務局より、議案の説明をお願
いいたします。

主 任 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書57ページから、所有権移転1件です。

1番は、報告第5号でご報告いたしました、●●さんが農業公社から5年間の
賃貸を満了し、売渡を行うものです。

続きまして、議案書59ページから、利用権設定6件です。

1、3、5番につきましては、報告第5号でご報告申し上げました、買入協議
により農業公社への所有権移転が完了したため、利用権を設定するものです。

2、4番につきましても、報告第2号でご報告申し上げましたとおり、新た
に地域の担い手へ農地の集約化を行うため、利用権の設定をするものです。

6番につきましては、亡くなった●●さんの相続協議が終了し、新たに地域
の担い手へ利用権設定するものです。

以上、所有権移転1件1筆、利用権設定6件14筆ですが、この計画要請の

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第15 議案第8号「農地移動適正化あっせん事業者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主任 議案第8号、農地移動適正化あっせん事業者の登録に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書71ページをお開き願います。
申込者は、この後議案第9号でお諮りいたしますあっせんの譲受適格者となる●●さんです。あっせん事業者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。
なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。
以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。
以上1件の登録につきましても、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第8号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第16 議案第9号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主任 議案第9号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書73ページをお開き願います。
以上、1件の実施について、74ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。
以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第9号は、原案どおり決定いたします。続いて、日程第17 議案第10号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主任 議案第10号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書76ページをお開き願います。

公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。

1番の申請地は、願出人の●●さんの所有地ですが、公簿地目が農地となっており、願い出を受けたものです。

現地確認結果として、議案に記載のとおり、雑種地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

以上1件、77ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

22番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、雑種地化など非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

主任 質疑なしと認め、議案第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、議案第10号は、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、5月20日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。